

介護予防・日常生活支援総合事業に係る日割り請求について

介護予防・日常生活支援総合事業に係る日割り請求については、表 1 に基づき算定することとなります。

●月額包括報酬の日割り請求に係る適用

- ・以下の事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
- ・日割りの算定方法については、実際に利用した日数に関わらず、サービス算定対象期間に応じた日数による日割りとする。

日額の単位数

×

サービス算定対象日数

=

単位数

※サービス算定対象期間：月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間
月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間

表 1 （令和元年 8 月 6 日付厚生労働省事務連絡）

サービス	月途中の事由		起算日（※ 2）
介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス（みなし） ・訪問型サービス（独自） ・通所型サービス（みなし） ・通所型サービス（独自） ※月額包括報酬の単位とした場合	開始	・区分変更（要支援 1 ⇄ 要支援 2） ・区分変更（事業対象者→要支援）	変更日
		・区分変更（要介護→要支援） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※ 1） ・事業開始（指定有効期間開始） ・事業所指定効力停止の解除	契約日
		・利用者との契約開始	契約日
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退去（※ 1）	退去日の翌日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除（※ 1）	契約解除日の翌日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所（※ 1）	退所日の翌日
		・公費適用の有効期間開始	開始日
		・生保単独から生保併用への変更（6 5 歳になって被保険者資格を取得した場合）	資格取得日

	終了	・区分変更（要支援 1 ⇄ 要支援 2） ・区分変更（事業対象者→要支援）	変更日
		・区分変更（事業対象者→要介護） ・区分変更（要支援→要介護） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※ 1） ・事業廃止（指定有効期間満了） ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 （廃止・満了日） （開始日）
		・利用者との契約解除	契約解除日
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居（※ 1）	入居日の前日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始（※ 1）	サービス提供日 （通い、訪問または宿泊）の前日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所（※ 1）	入所日の前日
		・公費適用の有効期間終了	終了日
介護予防ケアマネジメント費	—	・日割り計算は行わない。 ・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする（※ 1） ・月の途中で、要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。 ・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 ・月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、それぞれにおいて月額包括報酬の算定を可能とする。	—

日割り計算用サービスコードがない加算及び減算	—	・日割り計算は行わない。 ・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする（※１） ・月の途中で、要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。 ・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 ・月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、生保併用にて月額包括報酬の算定を可能とする。	—
------------------------	---	--	---

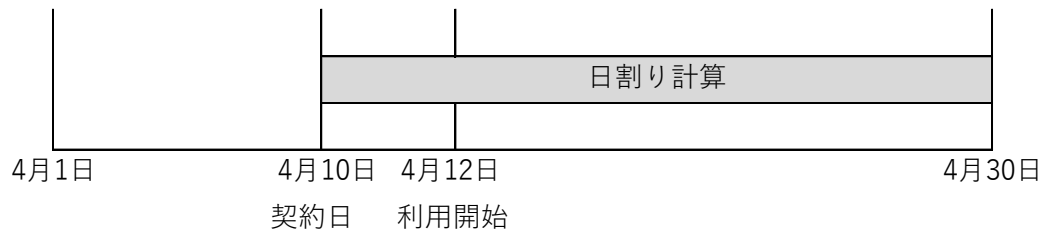
- ※１ ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。
- ※２ 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

<補足資料>

1. 月途中で新規で総合事業サービスを利用する場合

総合事業サービスに係る事業者と利用者との契約日を起算日として日割り請求を行います。（ただし、双方の合意があれば、利用開始日を起算日とすることも可能です。）

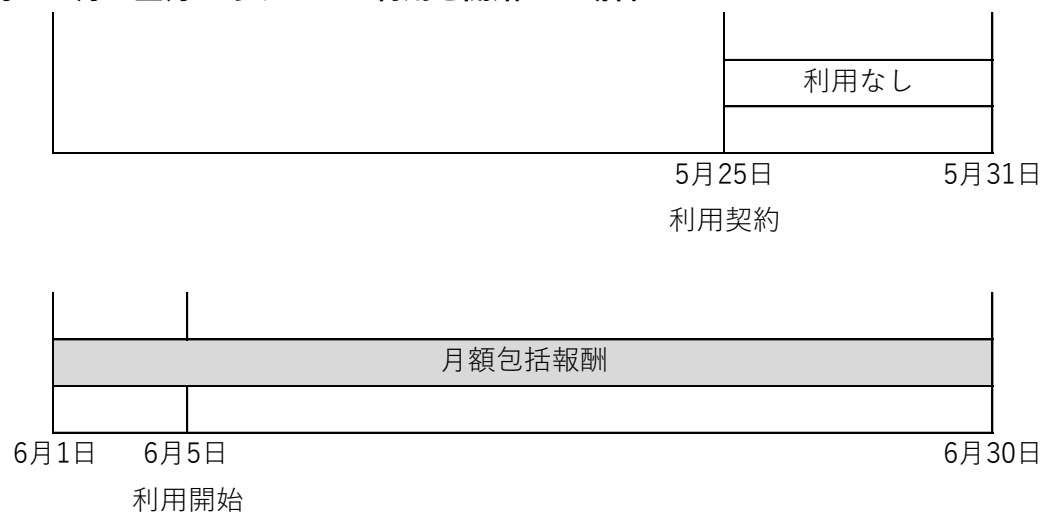
○月途中で新規で総合事業サービスを利用する場合



2. 契約した月の翌月からサービス利用を開始した場合

契約が締結されていても、利用実績のない月は報酬の請求はできません。利用を開始した翌月分から月額包括報酬の請求が可能です。

○契約した月の翌月からサービス利用を開始した場合



3. 月の途中で利用契約を解除した場合

総合事業サービスに係る事業者と利用者との契約解除日を起算日として日割り請求を行います。(ただし、双方の合意があれば、利用終了日を起算日に用いることも可能です。)

○月の途中で利用契約を解除した場合

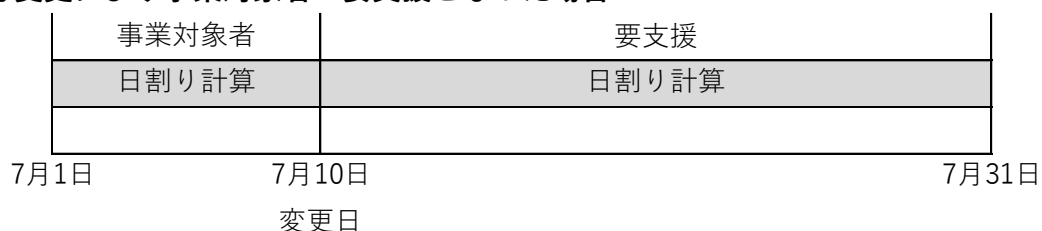


※契約が終了した月に利用実績がない場合は、報酬の請求は行わない。

4. 区分変更により事業対象者→要支援となった場合

区分変更になった変更日を起算日として日割り請求を行います。要支援1→要支援2、要支援2→要支援1、要支援→事業対象者の区分変更の場合も同様です。

○区分変更により事業対象者→要支援となった場合



5. 区分変更により要介護→要支援となった場合

区分変更申請日から総合事業へ移行しますが、日割り請求は総合事業の契約日を起算日として行います。(反対に要支援→要介護となった場合も、契約解除日を起算日として日割り請求を行います。)

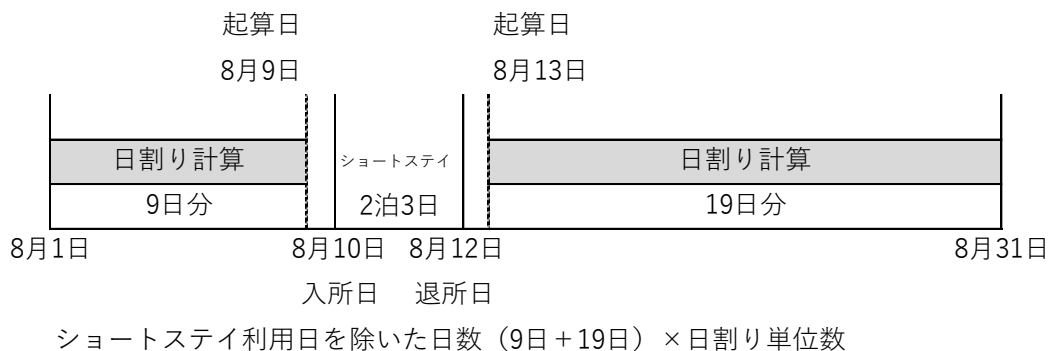
○区分変更により要介護→要支援となった場合



6. ショートステイを利用した場合

入所時はその前日、退所時はその翌日を起算日として日割り請求を行います。

○ショートステイを利用した場合



7. 月途中で入退院した場合

医療機関への入院に伴い月の途中でサービス利用が中断したり、退院によりサービス利用を再開したりした場合、日割り請求ではなく月額包括報酬の請求となります。入院により契約を解除した場合は、契約解除日までの日割り請求となりますが、入院を理由に必ず契約を解除しなければならないということはありません。

○月途中で入退院した場合



8. 月途中でサービス事業所の変更を行った場合

契約日又は契約解除日を起算日としてそれぞれのサービス事業所で日割り請求を行います。

○月途中でサービス事業所の変更を行った場合

		10月12日	10月17日		
		契約解除	契約日		
A事業所サービス利用				B事業所サービス利用	
A事業所で日割り計算				B事業所で日割り計算	
10月1日	10月8日		10月20日		10月31日
	利用終了		利用開始		

9. 月の途中で転入・転出した場合

月の途中で保険者の変更を伴う転入・転出をした場合は、双方の保険者で月額包括報酬の請求が可能となります。

○月の途中で転入・転出した場合

		11月10日	11月15日	11月20日	
		利用終了	A市へ転出	利用開始	
旭市事業所サービス利用					A市事業所サービス利用
旭市事業所で月額包括報酬					
A市事業所で月額包括報酬					
11月1日					11月30日

10. 事業所が一時的な休業をする場合

月の途中で、事業所が施設の改修などの理由でサービスの提供を一時的に休止する場合、基本的に月額包括報酬の請求が可能となります。ただし、利用者との契約の解除又は事業所の指定効力の停止・廃止が伴う場合は日割り請求を行います。

なお、休業の期間、サービスの提供を休止することについて、利用者との間で契約の覚書を交わしていただければ、その期間を差し引いて日割り請求をすることも可能です。

○事業所が一時的な休業をする場合（例1）

総合事業利用	休業中	総合事業利用	
月額包括報酬			
12月1日	12月10日	12月17日	12月31日
	休業開始	営業再開	

※基本的に月額包括報酬の請求が可能

○事業所が一時的な休業をする場合（例2）

日割り計算	休業中	日割り計算	
12月1日	12月10日	12月17日	12月31日
	休業開始	営業再開	

※事業所が日割りにするための届出を行った場合、日割り請求が可能

○事業所が一時的な休業をする場合（例3）

日割り計算	休業・廃業	
12月1日	12月10日	12月31日
	指定効力の停止日又は廃止日	

※事業所の指定効力を停止・廃止させる場合、日割り請求となります。

※サービスの提供を一時的に休止する場合（休止に伴って報酬を日割り請求とする場合）は、高齢者福祉課へ事前に「介護予防・日常生活支援総合事業サービス提供の休止届出書」をご提出ください。また、利用者へは休止期間・報酬の請求方法等の説明をし、同意を得るようにしてください。

※自然災害や全国的な感染症の拡大等が原因で、特別に厚生労働省等から指示が出される可能性があります。その際には各通達の指示内容が優先されます。通達があった際には周知連絡をいたします。

1 1. 追記

- ①事業者は、総合事業の利用について契約を締結する際、利用者に日割りの取り扱いについて十分に説明し、同意を得るようにしてください。
- ②「契約日」は契約書に記載されている契約締結日となります。「契約解除日」は、契約の解除が行われた日となります。契約解除日が日割り計算の起算日となっているため、事業者は契約解除日を明確にして管理していただく必要があります。具体的には、利用者へ契約解除日を明記した通知文書を送付し、事業所でもその写しを保管することが望ましいですが、文書による通知を行わない場合には、契約解除日、解除理由等を記録に残していただくようお願いいたします。

<問い合わせ先>

旭市役所高齢者福祉課
高齢者班

TEL 0479-62-5350